

令和6年4月5日

日本弁理士会 広報センター

記者説明会開催のご案内

- ・ 会長就任2年目の挨拶・事業計画説明
- ・ 商標法改正 他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和
～日本で「大谷翔平」は商標登録できるのか？～

【第1部：会長の2年目挨拶及び事業計画説明】

任期2年目となった会長 鈴木一永の新体制のもとに事業を進めております。会長よりご挨拶申し上げるとともに、副会長 香坂薫より新年度の事業計画についてご説明いたします。

【第2部：商標法改正 他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和】

今般の商標法では、主に「いわゆるコンセント制度の導入」及び「他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和」の2点について法改正がなされ、本年4月1日以降の出願の審査に適用されています。

特に後者については、デザイナー等の氏名を商標とするブランドオーナーにとって重要な改正であり、商標登録制度がより利用し易くなることが期待されます。

中国で「大谷翔平」が商標登録出願され話題となりましたが、人の氏名を含む商標登録出願は日本ではどのように取り扱われるのでしょうか。

商標委員会の勝見元博より、本改正の経緯や改正後の登録要件のポイントについて具体例とともに分かり易く解説します。

今回の記者説明会は、会場（日本弁理士会会議室）又はオンラインにてご参加いただけます。皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、ぜひ現地においでいただき、スピーカーに質問いただきますようお願いいたします。

■日時：令和6年4月25日（木）15：00～16：00

■場所：日本弁理士会14AB会議室 及び Zoom ミーティング
（東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング14階）

■テーマ、スピーカー：

第1部：会長挨拶及び活動報告（日本弁理士会会長 鈴木一永、日本弁理士会副会長 香坂薫）

第2部：商標法改正 他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和（商標委員会 勝見元博）

ご出席くださる方におかれましては、4月19日（金）午前中までに、下記の必要事項をメールにてご連絡ください。

①お名前 ②会社名 ③メールアドレス ④参加形式（会場参加又はオンライン参加）

* オンラインでの参加をご希望の方には、追って参加用のURLをご連絡します。

* 記者説明会に関する資料は、メールにてお送りする予定です。

■問合せ先 日本弁理士会 事務局 広報室 佐々木、斉藤 E-mail: kouhou@jpaa.or.jp